

○ 用語説明

[あ]

I P M

Integrated Pest Management（総合的病害虫・雑草防除）の略称。利用可能なすべての防除技術（耕種的、物理的、生物的、化学的）の経済性を考慮しつつ、病害虫・雑草の発生増加を抑えるための適切な手段を総合的に講じ、安全で消費者に信頼される農作物の安定生産と生産労力とコストの低減に資するもの。

赤土等流出防止

奄美地域においては、開発行為や農地における耕作などに伴って降雨時に赤土等が河川や海域等に流出し、周辺の環境にさまざまな悪影響を及ぼすことがあることから、関係機関が連携して赤土等流出防止に努めている。

悪臭防止法

工場等から発生する悪臭についての規制等を目的に制定された法律で、昭和 47 年から施行されている。

安定型最終処分場

産業廃棄物の最終処分場は、安定型、管理型及び遮断型の 3 種類に分けられる。安定型最終処分場では、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等の安定した性質の産業廃棄物を埋立処分する。

[い]

石綿（アスベスト）（51 ページ参照）

一酸化炭素（45 ページ参照）

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物を一般廃棄物と呼び、主たるものとしては、一般家庭の日常生活に伴って生じたごみ、粗大ごみ、し尿及びし尿浄化槽に係る汚泥などがある。

なお、一般廃棄物の処理は市町村が行うこととなっている。

[う]

ウミガメ保護条例

貴重な野生生物であるウミガメの保護を目的に本県が制定し昭和 63 年に施行された。本県は、ウミガメの産卵に適した砂質海岸が数多く残され、全国でも最も上陸頭数の多い地域となっている。

上乗せ排水基準（73 ページ参照）

[え]

エコツーリズム

旅行者が、ガイドに案内や助言を受けて、自然観光資源の保護に配慮しながら、ふれあい、学び、知る活動のこと。

エコマーク

環境への負荷の低減などを通じて環境保全に役立つと認められる商品につけられたマーク。エコマーク事業は、商品の選択という側面から環境にやさしい生活様式を提案するもので、公益財団法人日本環境協会が実施している。

エネルギー起源二酸化炭素

石油類や都市ガス、石炭などの化石燃料の燃焼により、排出される二酸化炭素のこと。

ss

「Suspended Solid（浮遊物質）」の略語で、水質汚濁の代表的な指標である。水中に浮遊または懸濁している直径 2 mm 以下の粒子状物質の重さで表され、この値が大きいほど水が汚れていることになる。

[お]

オゾン層

地表から 10~50 キロメートル上空の成層圏にある、オゾンという気体を高濃度に含む層で、太陽からくる有害な紫外線を吸収し、地上の生物を保護する役目を果たしている。近年、南極上空のオゾンの濃度が急激に減少する、いわゆるオゾンホールが発見され、人間が作り出した物質であるフロンがオゾン層を破壊していることがわかった。このため、このフロンなどの使用を削減する国際的な条約（ウィーン条約）が締結されるなど、オゾン層を守るために国際的な取組が行われている。

汚濁負荷量

水環境に流入する陸域から排出される有機物や窒素、リン等の汚濁物質量をいい、総量規制や廃水処理設備の設計の際に用いられる。

オニヒトデ

棘皮動物であるヒトデの一種。直径が 20cm 以上にもなり、8~21 本の腕、多数の鋭い棘、毒をもち、触ると大変危険である。サンゴ礁のイシサンゴの軟体部を溶かして食べる習性があり、何らかの原因

で異常発生して、サンゴ礁に壊滅的な打撃を与えることがある。→捕食被害

温室効果

大気中の二酸化炭素やフロンなど特定の物質が地表面から放出される赤外線を吸収し、温室のように熱を宇宙空間に逃げないように閉じ込めておく効果のこと。産業革命以降の化石燃料消費量の増大に伴い、この温室効果を持つ二酸化炭素などいわゆる温室効果ガスの大気中の濃度が急激に高くなってきており、このままでは地球上の気候に大きな変動を引き起こし、人間社会にも大きな影響・被害を及ぼすことが懸念されている。

[か]

カーボン・オフセット

経済活動や日常生活において排出される温室効果ガスのうち、自ら削減できない排出量について、森林整備等によるCO₂吸収量等他で実現した排出削減・吸収量等の購入などにより埋め合わせる取組。

カーボンニュートラル

「温室効果ガス（二酸化炭素等）」の排出量と「森林などによる二酸化炭素吸収量」が等しくなり、実質ゼロになること。

外来動植物

その本来持つ移動能力を超えて、人為的か否かに関わらず、県内又は県内の特定の地域に導入されることにより、その本来の生息地又は生育地の外に存することとなる動植物。

化学物質審査規制法（化審法）

正式名称「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」。難分解性の性状を有し、かつ、人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造又は輸入に際し、事前にその化学物質が難分解性等の性状を有するかどうかを審査する制度を設けるとともに、その有する性状等に応じ、化学物質の製造、輸入、使用等について必要な規制を行うことを目的としている。

鹿児島県地球温暖化対策実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律及び鹿児島県地球温暖化対策推進条例に基づき、本県の地球温暖化対策を総合的・計画的に推進するため、温室効果ガスの中長期削減目標や目標達成のための施策・対策などの基本方針を掲げた計画。

かごしまこども環境大臣（163 ページ参照）

かごしま未来創造ビジョン

県政全般にわたる最も基本となるものとして、おおむね10年後を見据えた中長期的な観点から、鹿児島の目指す姿や施策展開の基本方向などを明らかにするとともに、これらを県民と共にし、「オール鹿児島」で次世代の鹿児島を創り、将来を担う子ども達にしっかりと引き継ぐため、平成30年3月に策定、令和4年3月改訂。

合併処理浄化槽

浄化槽は、し尿などの汚水を処理・消毒し、きれいになった水を放流する機能を持っているが、し尿と風呂、炊事などの生活雑排水をあわせて処理する浄化槽をいう。これに対して、し尿のみを単独で処理する施設を単独処理浄化槽という。

家電リサイクル法

鉄、アルミなどの有用金属が用いられている廃家電製品のリサイクルを推進するために制定された法律。正式名称「特定家庭用機器再商品化法」。

エアコン、テレビ（プラズマ、液晶、有機ELを含む）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目が対象機器として指定されており、消費者には、廃家電製品の排出時に収集運搬・再商品化料金の支払い、小売業者には廃家電製品の引取りと製造業者等への引渡し、製造業者等にはリサイクル（再商品化等）の実施が義務づけられている。

環境影響評価制度（160 ページ参照）

環境学習

環境問題や環境保全について、その原因、背景、内容等について学習すること。環境学習を推進するためには、個人の意識を高めるとともに、環境学習に取り組むための場の提供、整備も重要になっている。

環境学習指導者人材バンク（163 ページ参照）

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として環境基本法により定められている環境上の条件のことで、大気、水質、騒音等について、特定の項目や区分ごとに数値で定められている。この環境基準は、公害対策や環境行政を総合的に推進するための政策上の達成目標である。なお、工場等から排出される物質等を規制する

ための基準（規制基準）は、別に定められている。

環境基本計画

政府の定める「環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための環境の保全に関する基本的な計画」で、現行計画（第5次）は、平成30年4月に策定された。

今後の環境政策は、経済社会システム、ライフスタイル、技術といったあらゆる観点からイノベーションを創出することが重要である。

また、環境保全上の効果を最大限に發揮できるようにすることに加え、諸課題の関係性を踏まえて、経済・社会的課題の解決（同時解決）に資する効果をもたらすようにデザインしていくことも重要である。

環境試料

放射能分析を行うため、食品に供されるもの、放射性核種の分布等全体の傾向の把握に役立つもの、蓄積傾向の把握等に役立つものとして採取する農畜水産物、陸水、大気中浮遊じん、海水、陸土、海底土等のこと。

環境の日（164ページ参照）

環境放射線

人間を含めた生物の生活環境内にある放射線のことと、空間放射線及び環境試料の放射能の総称。

環境文化

自然と共に生き、自然を損なうことなく糧を得ながら人々が形づくってきた独自の生活文化や、長年にわたって作り上げてきた人と自然との関わりのこと。

環境マネジメントシステム（169ページ参照）

環境リスク

人の活動によって加えられる環境への負荷によって好ましくない現象や結果が生じる恐れ（可能性）をいう。「化学物質によって生じる健康や生態系への被害の可能性」や「開発や事業活動による環境への影響の不確実な部分」など、広い意味で使われている。

管理型最終処分場

産業廃棄物の最終処分場は、安定型、管理型及び遮断型の3種類に分けられる。管理型最終処分場は、基準に適合した汚泥、燃え殻等を埋立処分する施設で、埋立地からの浸出水による地下水や公共水域の

汚染を防止するための遮水工（埋立地の側面、底面に遮水シートなどを設ける）、浸出水を集める集水設備及び集めた浸出水を処理する施設等が必要である。

[き]

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

人為起源による気候変動、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的に、世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された組織である。各国政府を通じて推薦された学者が参加し、5～6年ごとにその間の気候変動に関する科学研究から得られた最新の知見を評価し、評価報告書にまとめて公表する。

気候変動枠組条約（気候変動に関する国際連合枠組条約）

地球温暖化に関する取組を国際的に協調していくための国際条約で、平成4年に採択され平成6年に発効した。日本は、平成4年に署名、翌年に批准している。本条約は、気候システムに対して危険な人為的干渉を及ぼすこととなる水準に大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目的としている。

京都議定書

平成9年、京都で第3回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）が開催され、2008年～2012年の間に、温室効果ガスの排出量を1990年のレベルより先進国全体で5%以上削減することなどを約束した「京都議定書」が採択された。議定書では、先進各國の削減約束が定められ、我が国は6%の削減を約束した。議定書は、ロシアの批准により発効要件が満たされ、平成17年2月に、採択から7年の歳月を経て発効し、議定書を批准した先進国は、その数値約束を守ることが法的な義務となった。

希少野生動植物種

個体数の著しい減少、生育・生息地の消滅などにより絶滅のおそれがあるとして、「絶滅のおそれのある動植物の種の保存に関する法律」で定められている動植物の種のこと。

県内の国内希少野生動物種には、アマミノクロウサギ、アマミヤマシギ、オーストンオオアカゲラ、ハヤブサ、ヤイロチョウ、アカヒゲ、オオトラツグミ、ベッコウトンボ等が指定されている。

規制基準

工場等から排出又は排水する物質及び発生する騒

音等についての限度を定めた基準のこと。この数値は、人の健康や生活環境への影響を考慮して定められている（具体的数値は各法令で定められている）。

[く]

空間放射線

空間に存在する放射線のこと。私たちのまわりには、大地、大気からの放射線や、宇宙線などによる自然放射線が存在している。自然放射線の量は、地質や地形の違いなどにより場所毎に違った値をとることから、測定地点によって違う値をとる。また、同じ場所であっても、降雨などの気象条件により変動している。特に雨による影響が大きく、雨が降ると一時的に高くなることから、地点毎の測定データは一定の値ではなく範囲をもつ。空間放射線の測定は、線量率（単位：nGy/h）及び3か月間積算線量（単位：mGy）で行う。

クリーンエネルギー自動車

低公害車のうち、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車のこと。

グリーン購入法

国等における環境物品等の調達の推進、環境物品等に関する情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するために制定された法律。正式名称「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」。

県においては、同法に基づき「県環境物品等調達方針」を毎年度策定し、同方針に基づき環境物品の調達を推進するとともに、その実績調査を実施し、結果を公表している。

Gy（グレイ）

物質における放射線のエネルギー吸収量を表す単位で、空間放射線の量を表す単位として、エックス線及びガンマ線の空気吸収線量が用いられる。

[け]

原生自然環境保全地域

自然環境保全法第14条に基づいて指定される人の活動の影響を受けることなく原生の状態を維持している地域のこと。

自然環境の保全という目的から、指定地域内では建築物その他工作物の建築等、木竹の伐採、動物の捕獲などが禁止されている。原生自然環境保全地域は国内では5箇所の地域が指定されており、本県で

は屋久島の一部（1,219ha）が指定されている。

県レッドデータブック

野生生物の種の中には人間活動によって絶滅したり、減少したりしているものがある。野生生物を人為的に絶滅させないようにするため、現状を調査し、まとめたものがレッドデータブックである。

県レッドデータブックは、平成11年度から4か年にわたる「希少野生生物調査」を基に、県内の絶滅のおそれのある種の現状を明らかにし、県民や事業者に広く普及啓発し、自然保護への理解を深めていただくとともに、行政の自然保護施策への活用や開発事業において配慮を行うこと等を目的として、平成15年3月に作成し、平成28年3月に改訂した。

[こ]

公害苦情相談員（167ページ参照）

公害紛争処理制度（167ページ参照）

公害防止条例

公害防止に関する県条例で、昭和47年に施行された。大気、水質、悪臭、騒音などのそれぞれの公害分野について、規制対象施設や規制基準などを定めている。例えば、国の法律では規制されていない、深夜騒音や拡声器騒音についても、音量規制や使用制限を設けている。

光化学オキシダント（44ページ参照）

降下ばいじん（51ページ参照）

公共用水域

公共目的で利用される水域のことであり、河川、湖沼、港湾、沿岸海域、これらに接続する公共溝渠、かんがい用水路などをいう。水質汚濁防止法においては、公共用水域が汚濁防止の対象とされている。

小型家電リサイクル法

携帯電話やゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進し、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るために制定された法律（平成24年8月公布、平成25年4月施行）。正式名称「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」。

法の対象品目は、家電リサイクル法対象の4品目以外の電子機器等とされており、市町村が、消費者から回収した使用済小型電子機器等を国の認定事業者へ引き渡し、認定事業者は、レアメタルや貴金属等の再資源化を行い、製造業者等が循環利用する仕

組みとなっている。

コーチェネレーション

ガスタービンやガスエンジンなどにより発電を行うと同時にその廃熱を利用するシステムで、熱電併給とも呼ばれる。通常の発電では熱効率が40%以下であるのに対して、コーチェネレーションでは70~80%という高い熱効率を得ることも可能。最近では、クリーンな燃料電池によるコーチェネレーションも製品化が進められている。

⁶⁰C_o（コバルト-60）

原子炉の中で安定元素である⁵⁹C_oに放射線の一種である中性子が吸収されて生成する半減期約5年、ベータ線とガンマ線を出す放射性物質。

[さ]

サーベイポイント

モニタリングカーや、サーベイメータで空間放射線量を定期的に測定する地点。

最終処分場

廃棄物を埋め立てにより最終処分する施設のこと。

最終処分場は、廃棄物の種類により、一般廃棄物最終処分場と産業廃棄物最終処分場に区分される。産業廃棄物最終処分場には、安定型最終処分場、管理型最終処分場、遮断型最終処分場がある。

これらの最終処分場については、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」により、設置や運営に関する構造基準と維持管理基準が定められている。

再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギー。

再生資源

廃棄物が加工され、利用可能となった有用物又は製品。

廃棄物を資源と考えて天然資源と区別し、「再生資源」としたものである。一般廃棄物に限定して考える場合には「資源ごみ」ということもある。

産業廃棄物

産業廃棄物とは、事業活動に伴い生じた廃棄物で、廃棄物処理法では、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など、全部で20種類が定められている。

産業廃棄物の処理については、原則として排出事業者が自らの責任において適正に処理することが義務づけられている。

産業廃棄物税

循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用に充てるために課する法定外目的税で、平成14年度に三重県が全国で最初に導入して以降、全国の自治体で導入の動きが広まった。鹿児島県では、九州各県と共同で検討を重ね、各県とほぼ共通の制度内容で平成17年度から導入している。

酸性雨（52ページ参照）

残留性有機汚染物質（P O P s）

化学物質の中には、環境中で分解されにくく、生物体内に蓄積しやすく、地球上で長距離を移動して遠い国の環境にも影響を及ぼすおそれがあり、一旦環境中に排出されると私達の体に有害な影響を及ぼすおそれがあるものがある。このような性質を持つ化学物質は通称P O P s（ポップス：Persistent Organic Pollutants）と呼ばれ、ダイオキシン類やP C B（ポリ塩化ビフェニル）等がある。

30by30

2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる（ネイチャーポジティブ）というゴールに向け、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標

[し]

C O D

「Chemical Oxygen Demand（化学的酸素要求量）」の略語で、湖沼や海域における有機性汚濁の代表的な指標である。その値は、水中の有機物が酸化剤により化学的に分解されるときに消費される酸素の量で表され、値が大きいほど水が汚れていることになる。

自然環境保全地域

自然的・社会的条件から自然環境を保全することが特に必要な重要地域として、自然環境保全法又は県自然環境保全条例に基づいて指定されている地域。具体的には、優れた天然林、特異な地形、優れた野生生物の生息地などを有する地域がこれに当たる。指定区域内では、木材の伐採などが制限されている。県内では、国の自然環境保全地域として「屋久島原生自然環境保全地域」及び「稻尾岳自然環境保全地

域」が、県の自然環境保全地域として「木場岳」及び「万九郎」が指定されている。→原生自然環境保全地域

自然環境保全法

自然環境の適正な保全を目的に、昭和 48 年に施行された法律。

この法律は、国の方針の策定や保全が必要な地域の指定などとともに、地方公共団体が都道府県自然環境保全地域を条例で定められること等を定めている。→自然環境保全地域

自然公園

自然公園には、自然公園法に基づき国が指定する国立公園及び国定公園と、県立自然公園条例に基づき県が指定する県立自然公園の 3 種類がある。

自然公園は優れた自然の風景地を保護するとともにその利用の増進を図り、国民の休養及び教化に資するとともに生物の多様性の確保に寄与することを目的としている。

持続的発展

将来の世代の欲求を損なうことなく、現在の世代の欲求も満足させるような開発（発展）のことをいい、昭和 62 年に国連環境特別委員会において提唱された概念。従来の資源・エネルギーの大量消費による環境破壊を反省し、環境・資源基盤の保全を図りながら経済発展を遂げることを目指す考え方である。現在の地球環境保全の基本的な理念となっている。

指定外来動植物

外来動植物であって、県内又は県内の特定の地域の生態系に被害を及ぼし、又は及ぼす恐れのあるものとして、「指定外来動植物による鹿児島の生態系に係る被害の防止に関する条例」に基づき知事が指定した動植物。これらの動植物は、飼養や栽培、保管、運搬の方法等が規制される。→外来動植物

指定希少野生動植物

県内に生息・生育する希少野生動植物のうち特に保護を図る必要があるものとして、「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき、知事が指定した動植物。これらの動植物の個体を許可無く捕獲、採取することなどは条例で禁止されている。

自動車リサイクル法

使用されなくなった自動車のリサイクル及び適正処理を推進するために制定された法律。正式名称「使用済自動車の再資源化等に関する法律」。

自動車所有者には、新車購入時等にシュレッダーダスト、エアバッグのリサイクル等とフロン類の破壊に必要な料金の支払い、自動車製造業者等には、シュレッダーダスト、エアバッグのリサイクルとフロン類の破壊処理が義務づけられており、さらに解体業者や破碎業者などの関連事業者には、都道府県等への登録・許可と使用済自動車の適正な引取り・引渡しなどの義務が課せられている。

循環型社会形成推進基本法

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会のあり方や国民のライフスタイルを見直し、生産から流通、消費、廃棄に至るまでの物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られた「循環型社会」を形成することを目的とした法律。平成 12 年に制定された。

硝酸性窒素

水質汚濁に係る環境基準や水道の水質基準の対象とされている物質で、生活排水、工場排水、化学肥料及び家畜ふん尿などが主な原因と考えられている。

新エネルギー

経済性の面における制約から普及が十分でなく、その導入促進を図ることが特に必要なエネルギーのこと、太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、バイオマス熱利用などの 10 種類。

振動規制法

工場や建設作業などに起因して発生する振動を規制する法律で、昭和 51 年から施行されている。

[す]

水質汚濁防止法

工場排水の規制や生活排水対策などにより水質の汚濁を防止することを目的とした法律で、昭和 46 年から施行されている。

⁹⁰S r (ストロンチウム-90)

ウランなどの核分裂で生成する半減期約 29 年、ベータ線を出す放射性物質。

[せ]

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのことで、生態系（生物群集）、種、遺伝子の 3 つのレベルがある。

世界自然遺産

世界自然遺産は、世界遺産条約第2条で「鑑賞上、学術上又は保存上顕著な普遍的価値を有する、特徴ある自然の地域、脅威にさらされている動植物の種の生息地、自然の風景地等」と定義され、保護の対象とされるもの。

この条約は、普遍的価値を持つ文化遺産及び自然遺産の保護を国際的な協力、援助のもとに図っていくことを目的に、昭和47年にユネスコ総会で採択された。日本からは屋久島（鹿児島県）、白神山地（青森県・秋田県）、知床（北海道）、小笠原諸島（東京都）、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島（鹿児島県・沖縄県）が自然遺産として登録されている。

積算線量

空間積算線量のこと。通常3か月間の空間放射線の積算量を、mGyで表す。

¹³⁷Cs（セシウム-137）

ウランなどの核分裂で生成する半減期約30年、ベータ線とガンマ線を出す放射性物質。

絶滅のおそれのある種

絶滅のおそれのある野生生物種のこと。絶滅の危機にある動植物のリストであるレッドリストでは、絶滅の危機の度合いによって、絶滅、野生絶滅、絶滅危惧、準絶滅危惧と分類している。生息環境の破壊や乱獲などが絶滅の原因であり、現在においては、地球が始まって以来のスピードで生物の絶滅が進んでいるといわれている。→希少野生動植物

線量率

空間放射線量率のこと。単位時間当たりの空間放射線量をいう。通常1時間あたりの放射線量のnGy/hで表す。

[そ]

騒音規制法

工場や建設作業に起因する騒音の規制や、自動車騒音の許容限度等について定めた法律で、昭和43年から施行されている。

[た]

ダイオキシン類（108ページ参照）

ダイオキシン類対策特別措置法

平成11年7月に制定されたダイオキシン類対策

に係る法律（平成12年1月施行）。ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去などを図り、国民の健康を保護することを目的に、施策の基本とすべき基準（耐容一日摂取量及び環境基準）の設定、排出ガス及び排出水に関する規制、廃棄物処理に関する規則、汚染状況の調査、汚染土壤に係る措置、国の削減計画の策定などが定められている。

大気汚染防止法

工場などから発生するばい煙・粉じんの規制、自動車排出ガスの許容限度などを定めた法律で、昭和43年から施行されている。

脱炭素社会

「温室効果ガス（二酸化炭素等）」の排出量と「森林などによる二酸化炭素吸収量」が等しくなり、実質ゼロとなるカーボンニュートラルを実現した社会。

[ち]

地球温暖化

地球温暖化は、化石燃料の大量消費などによって二酸化炭素などの温室効果ガスが大気中に増え、地球表面の気温が上昇する現象で、これにより、気象の変化、海面上昇、健康への影響等が懸念されている。18世紀の産業革命以降、地球の大気中の二酸化炭素濃度は石炭や石油などの化石燃料を大量に消費するようになったため、この200年ほどで急激に増えている。

窒素

地表大気中では約8割を占める無色無臭の気体。窒素自体は無害だが、たん白質などの有機物にも多く含まれ、植物プランクトンの栄養源となるため、湖沼や海域の汚染（富栄養化）の原因となる。水質汚濁の環境基準に定められている「全窒素」は窒素化合物の総量をさしており、数値が大きいほど水が汚れていることになる。

中間処理施設

廃棄物の最終処分（埋め立て）やリサイクルの前に減量化、減容化、無害化（安定化）等を目的として焼却、破碎、圧縮などの処理を行う施設のこと。

鳥獣保護区

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」によって、鳥獣の保護を図るために、特に必要があると認められる区域について、期間を定めて設定される。さらに、特に必要な場合には、鳥獣保護区の区域内に特別保護地区が指定される。

鳥獣保護区内では、鳥獣の捕獲等が原則として禁止されるほか、特別保護地区内では、一定規模以上の工作物の設置、木竹の伐採などを行う場合には許可が必要となる。

[て] 低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、排ガス中の窒素酸化物、粒子状物質、二酸化炭素などの大気汚染物質や温室効果ガスの排出が少ない、又は全く排出しない自動車のこと。国の低公害車アクションプラン(平成13年7月)によると、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び低燃費かつ低排出ガス認定車のことをいう。

テトラクロロエチレン

ドライクリーニングや金属・機械等の脱脂洗浄剤に使われてきた物質で、今日では代替フロンの原料としての用途が多い。自然界に存在しない合成化学物質で水質汚濁、土壤汚染、大気汚染に係る規制の対象とされている。

[と] 特定事業者

省エネ法に基づき事業者全体の1年度間のエネルギー使用量が原油換算で1,500k1以上であって、エネルギー使用の合理化を特に必要とする者として国から指定を受けた者。特定事業者に指定された場合、エネルギー管理統括者等の選任やエネルギー管理の実施、中長期計画書・定期報告書の提出が義務づけられる。また、県地球温暖化対策推進条例においても、温室効果ガス排出抑制計画書及び実施状況報告書の提出を義務づけている。

都市公園（34ページ参照）

土壤汚染対策法

土壤汚染の状況の把握や土壤汚染による人の健康被害の防止等土壤汚染対策を内容とする法律で、平成15年2月から施行されている。

特別栽培農産物

地域で慣行的に行われている栽培方法に比べて、節減対象農薬の使用回数と化学肥料の窒素成分の使用量が50%以下で栽培された農産物のこと、農林水産省が定めた「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に生産の原則等が定められている。

トリクロロエチレン

金属部品の脱脂洗浄剤として使われてきた物質で、今日では代替フロンの原料としての用途が多い。自然界に存在しない合成化学物質で、水質汚濁や土壤汚染、大気汚染に係る規制の対象となっている。

³H（トリチウム）（三重水素）

宇宙線や原子炉内の核分裂などによって生成する半減期約12年、ベータ線を出す放射性物質。宇宙線によっても生成されるので自然界にも存在する。

[な] 内分泌かく乱化学物質（111ページ参照）

75%値

環境基準の達成状況は、BOD又はCODの測定データの75%以上が基準値を満足することをもって環境基準に適合していると判断することとされており、年12回の測定値ならば低い方から9番目の値が75%値になる。

[に] 二酸化硫黄（39ページ参照）

二酸化窒素（42ページ参照）

[ね] ネイチャーポジティブ（自然再興）

生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せること

年線量限度

国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告を基に、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に定められた原子力発電所起因の放射線による一般公衆に対する年間の被ばく線量の限度を示す。実効線量については1ミリシーベルト(mSv)と定められている。

[は]

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの。バイオマスは、地球に降り注ぐ太陽のエネルギーを使って、無機物である水と二酸化炭素から、生物が光合成によって生成した有機物であり、ライフサイクルの中で、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源である。

排水基準

工場等から排水する物質についての限度を定めた基準。この数値は、人体、あるいは農作物などへの影響を考慮して定められている。

パリ協定

2015年12月にフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択され、翌年11月に発効した、地球温暖化対策を定めた国際枠組み。

世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2°Cより十分低く保つとともに、1.5°Cに抑える努力を追求することが掲げられている。

[ひ]

P R T R制度

P R T R（Pollutant Release and Transfer Register：化学物質排出移動量届出）制度は、有害性のある多種多様な化学物質がどのような発生源から、どれくらい環境に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外へ運び出されたかというデータを把握し、集計・公表する制度で平成11年に定められた。

この制度は、行政・事業者・市民が情報を共有しつつ地域全体で化学物質による環境リスクを減らしていくことを目指した仕組みである。

p H

水溶液の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標であり、pHが7のときに中性、7を超えるとアルカリ性、7未満では酸性を示す。

B O D

「Biochemical Oxygen Demand（生物化学的酸素要求量）」の略語で、河川における有機性汚濁の代表的な指標である。その値は、水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で表され、値が大きいほど水が汚れていることになる。

P C B

「ポリ塩化ビフェニル」の略。

工業的に合成された化合物で、水に極めて溶けにくく、沸点が高いなどの性質を有する主に油状の物質である。

P C Bは、昭和43年カネミ油症事件が発生するなど、その毒性が社会問題化し、我が国では昭和47年以降その製造が行われていない。P C B廃棄物については、処理体制の整備が著しく停滞していたため、長期にわたり処分がなされず、事業者において保管が行われてきた。

このような状況にあって、国では平成13年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」を制定した。保管事業者は高濃度P C B廃棄物については、中間貯蔵・環境安全事業（株）の処理施設にて、低濃度P C B廃棄物については、民間の認定等処理施設において処理を行う義務がある。

微小粒子状物質（PM2.5）（46ページ参照）

非エネルギー起源二酸化炭素

セメント製造工程における石灰石からの排出など、工業材料の化学反応で発生・排出されるものや、プラスチック等の廃棄物の焼却で発生・排出される二酸化炭素のこと

非メタン炭化水素（46ページ参照）

[ふ]

富栄養化

湖沼や内湾等の水域において、窒素、りん等の栄養塩類の濃度が増加すること。富栄養化が進むと藻類が異常繁殖し、アオコ、赤潮等の原因となる。

不快害虫

健康被害には直接つながらないが、生活感覚に不快感を与える虫のことをいう。これに対し、蚊やノミ、スズメバチなどの病原体の媒体や人体に直接被害を及ぼす害虫などを、衛生害虫という。

不法投棄

廃棄物を法律が定める方法により処理せず、山林・原野などにみだりに投棄すること。

浮遊粒子状物質（40ページ参照）

プラスチック資源循環促進法

国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため令和3年6月に公布された法律。正式名称「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」。

排出抑制や再資源化に資する環境配慮設計、ワンウェイプラスチックの使用の合理化、プラスチック廃棄物の分別収集及び再資源化などを努力義務として定める。

フロン

フッ素を含む化合物で、業務用冷凍空調機器（パ

ッケージエアコン, 冷凍, 冷蔵ショーケース等), カーエアコン, 家庭用エアコン・冷蔵庫の冷媒, 半導体製造工程の洗浄剤などとして使用されてきた。オゾン層を破壊する原因物質として指定された特定フロン (CFC : クロロフルオロカーボン) は, 平成 7 年末をもって生産が全廃された。同様に, オゾン層破壊物質である特定ハロンや四塩化炭素についても, すでに生産が中止された。

なお, 特定フロンの代替物質として開発され普及してきた代替フロン (HFC : ハイドロフルオロカーボン) についても, 温室効果をもつことが判明したため, 京都議定書では温室効果ガスとして取り扱われ, 排出抑制に向け最大限の努力が求められている。

フロン排出抑制法

オゾン層破壊や地球温暖化の原因となるフロンを大気中にみだりに放出することを禁止し, 業務用冷凍空調機器等の廃棄時におけるフロンの適正な回収及び破壊処理の実施等を義務づけた「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収・破壊法)」が, 平成 14 年 10 月から全面施行された。(カーエアコンは, 平成 17 年 1 月から自動車リサイクル法による規制となっている。) この法律は, フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全般にわたる抜本的対策を推進するため, 平成 27 年 4 月に「フロン類の使用的合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)」として施行(改正)され, 機器の管理者にも一定の義務が課された。令和 2 年 4 月には引渡義務に違反した者への罰則の創設や, 都道府県による立入検査の対象の拡大等, 対策の強化が行われている。

[へ]

閉鎖性水域

地形等により水の交換の悪い内湾・内海, 湖沼などの水域のこと。このような水域は, 水が汚れやすく, また水底に汚濁物質の堆積が進みやすくなる。県内では, 鹿児島湾や池田湖などがこれにあたる。

Bq (ベクレル)

放射能の強度又は放射性物質の量を表す単位。1 秒間に 1 個の原子核が崩壊して放射線を出す物質の放射能の強度又は放射性物質の量を 1 ベクレル(Bq)という。

ベンゼン

溶剤, 工業原料, 農薬・医薬の原料などとして広い分野で使用されるが, 挥発性でしかも発癌性があ

るため, 大気汚染防止法で指定物質として規制されている。

[ほ]

放射線

放射性物質から出てくるアルファ線, ベータ線, ガンマ線及びエックス線等の総称。

放射能

原子核がアルファ線, ベータ線, ガンマ線等の放射線を出す性質をいい, その強さをベクレル (Bq) で表す。

放水口ポスト

発電所放水口の海水中の放射線量(計数率)を測定するための自動連続測定装置を備えた野外固定施設。川内原子力発電所の放水口に 1 局設置している。

(サンゴの) 捕食被害

サンゴは, サンゴ虫が作る石灰質の骨組である。オニヒトデ等の生物は, 消化液を使ってサンゴを溶かし, その肉質部を食べている。

サンゴ礁は, 魚介類の住処として, また観光資源等としても重要な役割を果たしているため, このような捕食被害から保全する必要がある。→オニヒトデ

[ま]

マニフェスト(産業廃棄物管理票)

マニフェストとは, 排出事業者が廃棄物の処理を委託する場合, 廃棄物の種類, 量, 性状, 取扱いに関する注意事項等を記載した伝票(マニフェスト)を処理業者に交付して, その情報を確実に伝達し, 返送される伝票により廃棄物が適正に処理されたことを確認する仕組みをいい, 平成 2 年度からこのシステムが導入され, また, 平成 9 年の廃棄物処理法の改正により電子情報を活用する電子マニフェスト制度が導入されている。

[み]

みどりの食料システム戦略

農林水産業や地域の将来を見据えた持続可能な食料システムを構築することを目的に, 国が令和 3 年 5 月に策定した。2050 年を目標とする 14 項目の KPI が設定され, 環境負荷軽減のイノベーションを推進することとしている。

みんなの森づくり県民税

森林環境の保全及び森林を全ての県民で守り育て

る意識の醸成を図ることを目的として、本県では平成17年度から導入。森林の公益的機能を発揮させるため、健全な森林づくりや県民が森林にふれあう機会の提供、森林、林業の学習・体験活動などに活用されている。

[も] モニタリング

環境放射線を定期的又は連続的に測定監視すること。原子力発電所では、運転に伴い放射性物質が発生し環境にはできるだけ影響がないように管理して放出されているが、県では、川内原子力発電所周辺の人々の安全の確保と環境の保全を図るために、発電所の周辺地域において常に環境放射線の監視（モニタリング）を行っている。

モニタリングカー

モニタリングステーション、モニタリングポスト等の固定施設に対して、いつでも必要な場所に移動して空間放射線量等の測定を行える移動測定車。

モニタリングステーション

空間放射線量自動連続測定装置、大気中浮遊じん連続捕集装置等を備えたモニタリングポストより重装備の野外固定施設。川内原子力発電所の周辺に、県が1局、九州電力が2局、合計3局設置している。

モニタリングポイント

蛍光ガラス線量計（RPLD）という積算型の放射線測定器を備えた、3か月間の積算線量を測定するための野外固定施設。川内原子力発電所の周辺に、県が24地点、九州電力が25地点、合計49地点設置している。

モニタリングポスト

空間放射線量自動連続測定装置等を備えた野外固定施設。川内原子力発電所の周辺に、県が41局、九州電力が4局、合計45局設置している。

[や] ヤンバルトサカヤスデ

オビヤスデ目ヤケヤスデ科に属する、台湾原産のヤスデの一種。沖縄県を経て奄美全域や南薩地区、鹿児島市にも侵入している。体長3センチ前後。異常発生時には人に強い不快感を与えるため、不快害虫とされる。

[よ]

容器包装リサイクル法

家庭から出るゴミの約6割（容積比）を占める容器包装廃棄物の排出抑制や資源として有効利用するために制定された法律。正式名称「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」。

全ての人々がそれぞれの立場でリサイクルのための役割を担っており、消費者には、市町村の定める分別収集計画に基づく分別排出、市町村には、圧縮、梱包など法律で定められた分別基準への適合と適切な保管、事業者には、分別収集された容器包装廃棄物のリサイクルが義務づけられている。

法の対象となっているのは、ガラス製容器・ペットボトル・プラスチック製容器包装、紙製容器包装、スチール缶・アルミ缶・紙製飲料パック・段ボールなどの10品目。

¹³¹I（ヨウ素-131）

ウランなどの核分裂で生成する半減期約8日、ベータ線とガンマ線を出す放射性物質。

[り] りん

食品や肥料などに多く含まれている元素で、りん化合物は、植物プランクトンや水草の主な栄養源となるため、富栄養化の原因となる。なお、水質汚濁に係る環境基準に定められている「全りん」は、りん化合物の総量をさしており、数値が大きいほど水が汚れていることになる。

[る] 類型指定

地域別や水域別に環境基準の類型を当てはめること。例えば、公共用水域の水質汚濁に係る環境基準の類型指定は、水域の水質状況や将来の利水目的などを勘案して水域ごとに設定される。また、騒音かかる環境基準についても、土地利用等を考慮して類型指定が行われている。